第3章 外資導入政策・制度と現状

I. 投資インセンティブ

I-1. 連邦レベルの優遇措置

ブラジルでは連邦レベルでの優遇措置において、外資とブラジル資本との差別はない。 連邦レベルでの優遇措置には、地域開発の観点から設けられている優遇措置と、特定産業 の発展の観点から設けられている優遇措置とがある。

地域開発の観点から設けられている優遇措置には、マナウス・フリーゾーンなどがある。

① 地域の優遇措置

ブラジルでは、外資系企業の誘致による国内産業の発展を地方開発と結びつけたフリー ゾーンの設置が行なわれている。ブラジルのフリーゾーンは以下の通りである。このうち、 マナウス・フリーゾーンは日系企業の進出も多く、またブラジルで最も規模が大きく、早 くから発達したフリーゾーンとなっている。

図表 3-1 立地場所による優遇措置の対象地域

機関名	対象地域	主な恩典
マナウス・フリーゾー	マナウス	・連邦税である輸入税の免除
ン監督庁		・工業製品税(IPI)の免除
(SUFRAMA)		・商品流通サービス税(ICMS)
		の減免措置
		・社会統合計画・社会保険融資負
		担金(PIS/Cofins)の減免措置
アマゾン開発監督庁	アクレ、アマパー、アマゾナ	・所得税(IR)の減免措置
(SUDAM)	ス、マトグロッソ、パラー、	・金融取引税(IOF)の減免措置
	ロンドニア、ロライマ、トカ	• 商船更新追加税(AFRMM)
	ンチンスの各州、およびマラ	
	ニョン州の一部	
北東部開発庁	マラニョン、セアラー、ピア	・所得税(IR)の減免措置
(SUDENE)	ウイ、リオ・グランデ・ド・	・商品流通サービス税(ICMS)
	ノルチ、パライバ、ペルナン	の減免措置
	ブーコ、アラゴアス、セルジ	
	ッペ、バイーア、エスピリト・	
	サントの各州、およびミナス	
	ジェライス州北部地域	

(出所:JETRO ホームページをもとに㈱日本総合研究所作成)

② 産業による優遇措置および規制

<奨励業種>

ブラジル産業の国際競争力強化、貿易拡大及び産業発展の観点から、情報通信関連業、 自動車産業関連業と技術革新関連業種・業態に関し特別の優遇措置を定めている。政府は 2003 年 11 月、ソフトウェア、資本財、医薬品、半導体分野の投資を重点的に奨励する方 向性を打ち出した¹¹。

<禁止業種>

主に国防上および、サービスの質の確保の観点より、核エネルギー開発関連、保健医療サービス、郵便および電報業、航空宇宙産業については原則として外資による参入が禁止されている¹²。

これとは別途、外資系企業や外国人が一定割合以上の議決権付株式を保有することを認められていない業種も存在する。

I-2. 州等地方自治体の優遇措置

① 地方政府による投資誘致

連邦政府が政策的に行なっている投資誘致政策以外に、州等地方自治体が行っている投資誘致政策が存在する。しかし画一的な基準が存在せず、個社がそれぞれ地方政府と交渉して恩典を引き出すケースが一般的だ。奨励業種などが開示されている例もあるものの、恩典を受けられるかどうかは個別に地方政府と相談して確認することが望ましい。

② 地方政府による工業適地整備と進出企業による用地選定

日本のように地方自治体みずからが工業適地を整備し、そこに企業を誘致する、というケースはブラジルではまれである。まとまった規模の土地を見つけ出し、かつ上述のとおり各種の恩典を引き出すためには、市レベルの自治体に丹念に打診する、という、いわば「足で情報を稼ぐ」態度が必要となろう。

また、やはり日本とは異なり、進出先となる物件に用水、電力、引き込み道路などの基本的なインフラが整備されているとは限らない。用地の選定の際にはこうした点にも留意すべきである。

用地選定にあたっては、サンパウロ州政府投資誘致機関などのように、進出の準備段階から企業に助言と支援を行う公的機関を利用することが可能であろう。また、現地の事情に詳しい民間の不動産業者や進出支援コンサルタント等を起用することも考えられる。

¹¹ JETRO HP より引用 http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_03/

¹² JETRO HP より引用 http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_02/

Ⅱ. 外資規制

Ⅱ-1. 外資とブラジル資本との区別

ブラジルは 1995 年の憲法改正により、ブラジル企業の定義を「民族資本」から「ブラジルで営業している企業」に変更した。以降、国内産業保護政策を転換し、外資規制緩和を図っている。

現在でも一部の外資参入規制は残っている。上述の禁止業種のほかにも、情報産業(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、その他出版業)、金融業、国内航空業、沿海輸送サービス、鉱物・水資源の開発及び調査に関する事業の各業種において、外資が議決権の多数を占めることが制限されている。ただし、事前に関係当局の認可があればその限りではなく、たとえば金融業においては、実際にブラジル国内で多くの外資系の銀行や保険会社が活動している。

II-2. 外資に対する規制

① 土地所有規制

都市部においては、外資を対象とした土地所有に関する制限・規制は存在しない。

一方、外国人や外国企業が国家防衛上重要な地域(国境付近など)で土地を取得することは認められない。また外資系の企業や外国人が都市部以外の土地を取得する際にも一定の規制や制限が存在する。

② 資本規制

会社法制上の最低資本規制は存在しない。ただし外資が新規にブラジルで企業を設立する際は、実質的には一定額以上の資本金が必要となる。これは、現地法人の経営者に就任する際に取得が義務付けられる永久ビザの発給条件に伴うものである。

Ⅲ. 会社設立について

Ⅲ-1. 進出形態

ブラジルには駐在員事務所という法律上の概念がない。また、支店の設立と維持にかかる手続きは煩雑なものとなっている。そのため、ブラジルへの進出においては、駐在員事務所や支店の開設という形態ではなく、現地法人の設立という形式が取られることが一般的である。

現地法人には、株式会社(Sociedade Anônima(S.A. ないし S/A): エッセ・アー)と有限責任持分会社(Sociedade Limitada(Ltda.): リミターダ)の 2 つの形態が存在する。このうちエッセ・アーは株式公開を目指す形態であり、当局への報告等に伴う企業側の負担が大きい。このため、ブラジル進出日系企業は、より簡便なリミターダの形態をとることが多い。

図表 3-2 現地法人の形態別の特徴

企業形態	特徴
株式会社 (S.A.)	株式の公開が可能
	会社側の事務的な負担が大きい
有限責任持分会社	株式の公開は不可能
(Ltda.)	会社の設立手続きが比較的簡単である
	会社側の事務的な負担が少ない

(出所:各種資料より㈱日本総合研究所作成)

III-2. 会社設立

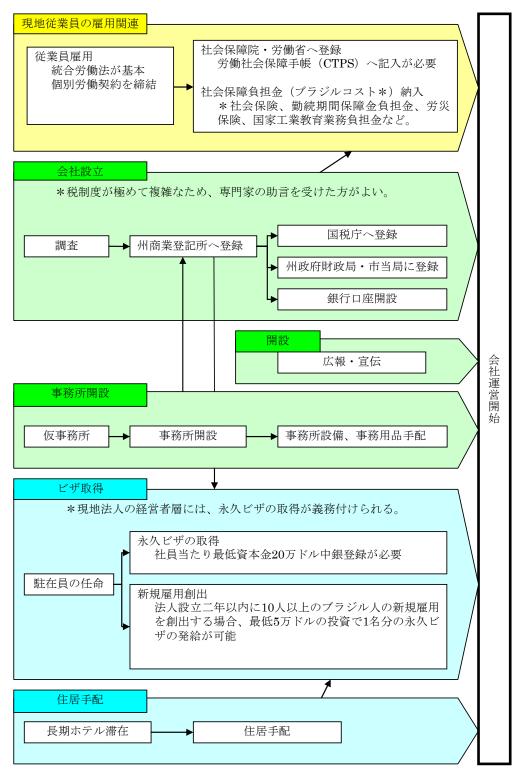
会社運営開始までの流れは以下の通りである。このうち、事務所開設については、代表 的な現地法人形態である有限責任持分会社の場合を例にして概要を記す。

図表 3-3 進出手続きフロー (月)

								· (A							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
進出先・進出形態の決定															
物件情報収集・検討															
現地視察															
物件決定・賃借権契約															
事業計画															
投資総額決定															
人事関連決定															
企業登記															
本社の取締役会決議															
会社設立公正証書作成															
資本金送金															
商業登記															
外資登録															
関連省庁・機関登録															
土地使用ライセンス申															
請															
操業ライセンス申請															
銀行口座の開設															
取引金融機関の決定															
取引口座開設															
工場建設															
内外装工事															
什器・備品															
安全管理対策															
保険付保															
現地社員の採用・研修															
公募・採用															
就業規則作成															
労務関係保険															
労働契約書作成															
社員研修(技術者派遣)															
機械設備搬入															
通関書類作成															
運送業者への依頼															
輸送・搬入															
検収															
開 業 (操業)															
設備の現地調整・試運転															
本格操業															
広 報															
開業(操業)日の決定															
式典準備															
マスコミ広報活動															
(出所·各種資料上的㈱E	1	м Л 7	TT 45%	=C 1/C	74		-		-	-		_			

(出所:各種資料より㈱日本総合研究所作成)

図表 3-4 会社運営開始までの流れ

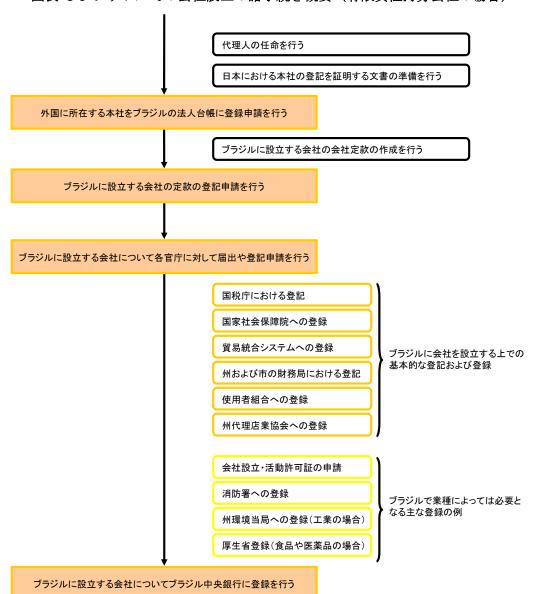


(出所:JETRO 投資情報他公開資料をもとに㈱日本総合研究所作成)

ブラジルでの会社設立の諸手続きの概要は以下の通りである。

会社設立にあたっては、行政手続きの遅延が問題として指摘されるが、新システムの導入により、状況は改善されている。ブラジルでは企業の業種によって認可のスピードの違いがあり、会社設立にあたっては、会社設立に詳しい法律事務所に相談することが望ましい。

図表 3-5 ブラジルでの会社設立の諸手続き概要(有限責任持分会社の場合)



(出所: JETRO「ブラジル 外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細 『ブラジルにおける会社設立の基本的な手順』」をもとに㈱日本総合研究所作成)

図表 3-6 会社設立手続きにおいて必要な書類等(有限責任持分会社の場合)

手続き	必要書類	提出先、発行元等
代理人の任命	代理委任状	在日本ブラジル国総領事
		館が認証
		公証翻訳人が翻訳した委
		任状を公証人役場で登録
外国に所在する本社の法	ブラジル中央銀行の企業登録	ブラジル中央銀行情報シ
人台帳 (CNPJ) への登録	(CADEMP) に申請	ステム (Sisbacen) を利
		用
会社定款の作成・登記	代理委任状、会社所在地証明書、	各州の商業登記所
	出資者の身分証明書	
会社設立に当たっての基	CNPJ 番号取得	国税庁
本的な登記・登録		
中央銀行への登録	Sisbacen 閲覧用暗証番号申請	_
	中銀外資登録(RDE-IED)番号	
	申請	

(出所: JETRO「ブラジル 外国企業の会社設立手続き・必要書類詳細 『ブラジルにおける会社設立の基本的な手順』」をもとに㈱日本総合研究所作成)

新規に設立する会社の銀行口座開設から営業開始に至るプロセスおよび必要書類等の概要は下表のとおりである。口座開設自体の手続きは容易であるが、実際の事業での利用を開始するに先立って口座の登録者を駐在員等に変更する必要があり、そのための要件を整えるためには相応の時間を要する。

図表 3-7 銀行口座開設に関する手続きの概要

手続き	必要書類等	留意点
口座の開設	・ 国税庁への登録(CNPJ 番号)	この段階では、登記上の会
	・ 登記済みの会社定款の写し	社代表者は代理人(弁護士
	・ 銀行所定の口座開設申請書類	等)であるため、口座の登
	・ 口座の登録人(サイン権者)に関す	録人もこの代理人となる。
	る個人書類(納税者番号(CPF)、	
	本人住所確認書類等)	
資本金等の送金	・ (銀行所定の手続き)	これにより、実際に会社の
		代表者となる者への査証
		が発給される要件が整う。
口座登録人の変更	・ 会社代表者となる者の納税者番号	実際に会社の代表者とな
	(CPF)、外国人登録(RNE)等	る者に口座の登録人を変
	・ 公証役場でのサイン証明取得	更することで、会社の事業
		に当該口座を用いること
		ができるようになる。

IV. ブラジルの連邦政府・州政府・企業

IV-1. 連邦政府

① これまでの大型プロジェクトの状況(進行中のものも含む)

1970年代以前は、日伯両政府と民間企業とが一体となった大型開発案件がいくつか見られた。現在新日本製鐵株式会社の持分法適用会社となっているウジミナス社の設立を嚆矢として、アマゾン・アルミニウム、セラード地域の農地開発等が国の関与するプロジェクトとして進められた。また政府主導ではないものの、「オールジャパン」体制でのプロジェクトとして、日伯紙パルプ資源開発株式会社とブラジル・ヴァーレ社との合弁であるツニブラ社の計画が緒に就いたのも 1970 年代であった。

80 年代半ば以降は、政府主導による日本からの大型案件投資は見られなかったが、ここ最近になり、ブラジルにおける地上デジタルテレビ放送の日本方式採用が話題となっている。ブラジルを足がかりに日本政府は中南米各国に日本方式を採用させることに成功しており、今後の民間企業による投資機会の創出が期待される。

交通インフラ関連では、リオデジャネイロ〜サンパウロ〜カンピーナス間の高速鉄道プロジェクトが話題となっている。これは 2014 年のワールドカップ開催までの開業を目指してブラジル政府が計画を進めているものであり、三井物産を中心とする日本企業連合のほか、フランス勢、韓国勢、中国勢等も関心を示していた。しかし韓国を除く各国とも条件面で政府の入札条件と折り合わなかったとみられ、入札が 2 度にわたって延期される事態

となっている。今後、日本連合が応札し落札できる可能性があるのか否か、注目が集まる。

② 今後予定されている計画 (開発促進プログラム:PAC)

ルーラ政権下でルセフ文官長(当時)を中心として取りまとめられた「開発促進プログラム」(PAC、Programa de Aceleração do Crescimento)は、第 1 期(PAC1、2007年~10年、総額約 5,000 億レアル)、第 2 期(PAC2、2011年~15年以降、総額約 1.6 兆レアル)に亘る巨大な投資計画である。これは主にエネルギー、交通インフラ、社会資本整備の 3分野にわたって、ブラジルのインフラ整備を政府主導で進めようとするものである。

PAC2 は、投資主導の成長を図るとともにブラジルの様々なボトルネックを除去するものとして期待されている。一般にこうした投資案件への対応は外資企業にも等しく開かれており、日本企業にも参入の機会となりうるものと期待される。

ただし、日本側がアドバンテージを発揮することが容易ではないことには十分注意する 必要がある。資金面、技術面では、現在のブラジルはほぼ自国内で賄うことができるため、 この点からブラジル側に訴求することは難しいとみられる。また、巨大な国土を有するブ ラジルでのインフラ整備においては、日本では起こりえないような困難さ(ロジスティッ クの不安定、現地パートナーをマネジメントする難しさ)などもあるため、巨大な需要が あり日本企業にも門戸が開かれてはいるものの、収益性については十分な検討を要すると いえよう。

図表 3-8 ブラジル政府の開発促進プログラム

(億レアル)

			PAC1計					PAC2計
				2007年	08~10年	11~14年	15年~	
合計			5,039	1,120	3,819	9,550	6,314	15,864
			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	ナ カロ	レギー	2,748	550	2,198	4,616	6,269	10,885
	エイン	V T	(54.5)	(49.1)	(56.1)	(48.3)	(99.3)	(66.3)
		石油・天然ガス開発	1,790	359	1,431	2,819	5,932	8,751
		発電	659	115	544	1,137	229	1,366
		送電	125	43	82	266	108	374
		再生可能エネルギー	174	33	141	27		27
	交通•		583	134	449	1,045	45	1,090
	文理.	19リルに	(11.6)	(12.0)	(11.5)	(10.9)	(0.7)	(6.9)
		道路	334	81	253	484	20	504
		鉄道	79	17	62	439	21	460
		造船	106	18	88	18		18
		港湾	27	6	21	48	3	51
		空港	30	9	21	30		30
		水運	7	3	4	26	1	27
	サム		1,708	436	1,272	3,889		3,889
	11五/	人間 1111	(33.9)	(38.9)	(32.5)	(40.7)		(24.5)
		住宅建設	1,063	275	788	2,782		
		水道•公衆衛生	400	88	312	561		
		灌漑など	127	23	104	251	/	
		農村電化	87	43	44	55		
		地下鉄	31	7	24	240		

(注) 括弧内は合計に対するシェア。

(出所: Programa de Aceleração do Crescimento ウェブサイトより㈱日本総合研究所作成)

IV-2. 州政府

① 各州への進出動向

2009 年 10 月 1 日時点で、ブラジルに展開する日系企業数の総数は少なくとも 324 社ある。

図表 3-9 ブラジルにおける日本企業数 (箇所)

本非	邓企業数	現地法人日系企業数				
支店	駐在出張所	本邦企業	100%出資	合弁企	日本人が海外に渡	
		本店 本店以外		業	って興した会社	
2	10	169	86	43	14以上	

(出所:外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計」(平成22年速報版))

② 誘致促進

<連邦レベルの取組>

【特定地域への企業誘致機関】

特定地域への企業誘致を行う企業としては、マナウス・フリーゾーン監督庁(SUFRAMA)、アマゾン開発監督庁(SUDAM)、北東部開発庁(SUDENE)がある。このうち、マナウス・フリーゾーン監督庁(SUFRAMA)については、各論で詳述する。

【州をまたぐ企業誘致機関】

Rede Nacional de Informações sobre o Investimento (RENAI)

RENAI は、開発・商工省の傘下に設けられた機関である。ブラジル各州の企業の投資促進担当者と情報共有を行い、企業に対してブラジル進出のアドバイスを行っている。

RENAIによる支援は、ブラジル市場に対する適切な情報提供から、政府や州政府への働きかけをはじめとする進出手続きの実行支援に及ぶ。具体的には、ブラジル市場の魅力を伝えるセミナーの開催、ブラジル市場に関する情報データベースの構築、ホームページ上での同データの提供のほか、ブラジル市場に進出を考える企業が進出先を適切に選定できるように候補先の州や市の投資支援担当者の紹介を行っている。業種は問わず、農業や工業からサービス業まで、その支援対象は多岐にわたる。

図表 3-10 RENAI の連絡先

住所	Esplanada dos Ministérios, Bloco J , 5º andar Sala 507.CEP 70053-900
	Brasília-DF
電話	+55 61 2027-7055
E-mail	renai@mdic.gov.br
URL	http://www.mdic.gov.br//sistemas_web/renai/ (英語表示可能)

(出所: RENAI HP)

Apex-Brasil (APEX)

APEX は企業の中でも、技術革新や新しいビジネスモデルによってブラジルのサプライチェーンの強化や、国内の雇用創出、ブラジルの輸出品の多様化につながる企業に特化して外国からブラジル市場への市場進出を促進する機関である。同機関は、ブラジル市場の市場環境調査や業界のトレンド把握、最新の法制度や規制に関する情報収集を行っており、企業がブラジルに進出する際に提供する情報としている。同機関は企業に対して州や市の投資促進担当者の紹介も行なっているほか、実際にブラジル市場に進出した後のアドバイスも行う。

図表 3-11 APEX の連絡先

住所	SBN Quadra 02 Lote11 Ed. Apex-Brasil CEP 70040-020 Brasilia-DF			
電話	+55 61 3426-0297			
E-mail	investment@apexbrasil.com.br			
URL	http://www.apexbrasil.com.br/ (英語表示可能)			

(出所: APEX HP)

<州レベルの取組>

各州が、雇用や税収の確保のため、税の減免や土地の貸与などを行なって企業の進出を 積極的に呼び込もうと努力している。詳細については、各州の州政府の投資担当に問い合 わせのこと。なお、ブラジルの最大消費市場であるサンパウロ州では、州への投資を促進 するための機関として、INVESTE SÃO PAULO (サンパウロ州政府投資誘致機関)を設立 している。

(州レベルの取組については、各論にて記載する。)

IV-3. 企業: Petrobras (ペトロブラス) 社

① 企業概要

Petrobras (ペトロブラス) 社は、石油の生産、精製、輸送および製品の販売および再生可能エネルギーの開発等を行うブラジル最大の企業である。

1997 年以前は、ブラジルの石油開発はペトロブラスの独占とされてきたが、1997 年の石油法の施行によって、民間企業への市場開放が行なわれ、鉱山・エネルギー省の傘下に ANP (国家石油監督庁)が設けられた。現在、ANP が石油発掘および生産ライセンスの発行や関連規則の策定等を行なっている。しかしながら、依然としてブラジルにある製油所のほとんどはペトロブラス社の所有であり、国内における影響力は非常に大きい。

また、大水深における油田の探鉱・掘削に関する優れた技術を有していることでも知られ、その技術をもとに積極的に国外進出を行なっている。

図表 3-12 Petrobras 企業概要

会社名	Petróleo Brasileiro S.A.
事業領域	・ 石油の生産、精製、輸送および製品の販売
	・ 再生可能エネルギーの開発等
規模	・ 売上高: 215,118,000 レアル
	・ 純利益: 32,988,000 レアル
	・ ブラジル以外に 27 カ国に展開

略史 ・ 1953年ブラジルの石油公社として誕生 ・ 1970年の石油危機を経験し、エタノール導入政策や国内資源の積極的開発などブラジルのエネルギー自給率の向上に積極的に取り組む ・ 1997年の石油法の施行によって、石油開発等の民間企業への市場開放が行なわれ、ANP(国家石油監督庁)が設立(それまではペトロブラスの独占市場)。ペトロブラス社はANPの管理下に。 ・ 1990年代の経済自由化の取組の中で一部の株式を民間に売却。(現在も主要株主はブラジル政府) トピックス ・ リオデジャネイロ沖で、海底の岩塩層の下に豊富な油田が存在する事を発見した。岩塩層の下の油田からの原油の採掘によって世界のトップクラスの産油国となる可能性があり、期待されている。また、同社の技術を他の油田候補へと応用することに対する期待も大きくなっている。

(出所:ペトロブラス社 HP(データは 2008 年のもの)より㈱日本総合研究所作成)

② 日本企業の参入機会

ペトロブラス社では石油関係の技術開発において大学や企業との共同研究を積極的に行っており、日本企業との共同研究も行っている。共同研究開始に際してはペトロブラス研究機関によって、共同研究する場合に生ずる利益の取り分と保有技術の高さという両面から審査が行われる。詳細の情報については、同社のHPに詳しく記載されている。

IV-4. 企業: Eletrobras (エレトロブラス) 社

企業概要

Eletrobras (エレトロブラス) 社は 1962 年に国営企業として設立されたブラジルの電力 供給会社である。1990 年代の民営化の流れを受け、電力市場の市場開放が行われたが、現在も同社の主要株主はブラジル政府であり、同社は公営企業としてブラジルの電力供給市場において重要な地位を占めている。

ブラジルの電力市場は、ブラジル国内の経済発展に伴い、需要が急速に伸びているが、 その需要に供給が追いついていない状態にある。エレトロブラス社では、東沿岸部など都 市部や主要な工業自体における電力供給の安定に力を注いでおり、都市部においては電力 供給の安定性は改善されてきた。しかし、地域によっては電力供給が不安定で電力消費が 増えると停電が起きてしまう地域も存在する。エレトロブラス社では状況改善のため、国 内の発電所の建設計画を多数立ち上げて、供給体制を整えようとしている。

ブラジルにおいては、豊富な水資源を生かした水力発電がエネルギー供給の中でも高い 位置を占めるが、水力発電所は都市部から離れたアマゾン地帯に建設されており、都市部 への総配電損失率の高さが問題となっている。また、水力発電の発電は降雨量に左右され るため、気候変動の影響を受けやすく、電力供給の安定が課題となっている。エレトロブ ラス社では、一基あたりの発電設備容量の高さから、水力発電システムを今後も発電計画 の重要な柱と位置づけているが、政府は水力発電のみならず原子力発電などの発電を増や してエネルギーの安定供給に備える方針を打ち出している。

図表 3-13 Eletrobras 企業概要

会社名	Centrais Elétricas Brasileiras S.A.
事業領域	・ 発電所の建設および運用、ブラジル国内で電力供給を行うための電力網の構築等
規模	 総発電設備容量は39,573MW (イタイプ発電所のブラジル分を含む)で、これはブラジル国内の総発電設備容量の36%を占める 60,000 キロに及ぶ発電線を有する
略史	 1962年に国営企業として設立された 1990年代の国営企業の民営化の流れを受けてその役目を一部おえたが、 現在も主要株主はブラジル政府である ブラジル国内の発電事業において最も影響力をもつ公営企業である
トピックス	 ブラジル国内の経済発展に伴い電力需要が急速に伸びているが、その需要に供給が追いついていない状態にあり、エレトロブラス社では状況改善のため、国内の発電所の建設計画を立ち上げ、電力の安定的供給体制を整えようとしている 東沿岸部など都市部における電力供給の安定に力を注いでおり、都市部においては電力供給の安定性は改善されてきた

(出所:エレトロブラス社 HPより㈱日本総合研究所作成)

② 日本企業の参入機会

エレトロブラス社では、国内の電力需要を満たすため、安定的な電力供給の体制構築に取り組んでおり、そのための発電施設および発電網の構築が計画されている。また、エネルギーバランスの中での水力以外の再生可能エネルギーの割合を増やす方向にあり、そのためのプロジェクトも多数進行中である。